

個人情報保護委員会（第223回）議事概要

- 1 日 時：令和4年11月9日（水）14：30～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

4 議事の概要

- (1) 議題1：令和4年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「令和4年度上半期の活動実績を振り返ると、まず、令和2年改正法が全面施行され、改正法に対応した周知広報や監視監督活動の充実と強化等を行ってきた。そして、令和3年改正法の来年4月の全面施行に向けて、政令や規則、ガイドライン等の改正を行い、施行準備を着実に進めているほか、地方公共団体等における条例整備をはじめとした準備作業に対しても様々な支援を行ってきた。具体的には、全国を五つのブロックに区分し、区分ごとに地方公共団体の業務に精通する職員を新たに4月から多数配置した上で、地方公共団体からの条例案の内容等に関する照会に対してきめ細かく助言等を行った。また、地方公共団体からの依頼に応じて、説明会等への講師の派遣を7件行った。地方公共団体においては、現在、多くの団体が個人情報保護法施行条例案の議会上程を予定しているが、引き続き、円滑かつ適切な施行に向けて、改正法の周知広報や地方公共団体等への支援等を丁寧に行っていくことが重要であると考え」旨の発言があった。

小川委員から「令和2年改正法の全面施行に伴い、4月から漏えい等報告が義務化された。上半期に当委員会に報告された漏えい等事案の大半を、病院・薬局等における要配慮個人情報を含む書類の誤交付等や不正アクセス等による漏えいが占めている。こういった結果を踏まえ、来年からの令和3年改正法の全面施行も見据え、仕事のやり方の見直しや、改善した事例の共有化等を含めた事業者への注意喚起等、漏えい防止のための広報啓発活動をしっかりと行っていく必要がある」旨の発言があった。

丹野委員長から「前年度に比べて、令和2年改正法の全面施行や令和3年改正法の一部施行により、当委員会の所掌範囲が拡大して様々な活動が行われ、新しいステージに立っていると改めて感じている。それは一方で、当委員会に課される責務もこれまで以上に重くなったということであり、来年、日本で開催するG7ラウンドテーブルに向けた準備や地方公共団体も

含めた個人情報保護法制の一元化、令和3年改正法の完全施行等、令和4年度下半期もしっかりと取り組まなければならない」旨の発言があった。

原案のとおり決定された。

(2) 議題2：認定個人情報保護団体の業務範囲の変更認定について
事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり認定することとなった。

以上